

4-4. 中核市議会議長会規約

平成 8 年 4 月 17 日
制 定

改正 平成 8 年 10 月 21 日
平成 10 年 4 月 9 日

(名称)

第 1 条 この会は、中核市議会議長会(以下「議長会」という。)と称し、中核市議会(以下「市議会」という。)の議長をもって組織する。

(目的)

第 2 条 議長会は、市議会相互の緊密な連携のもと、中核市に関する行政課題について調査、研究、要望活動等を実施し、もって地方分権の推進に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 議長会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中核市に関する行政課題についての調査、研究、情報収集等に関すること。
- (2) 市議会相互の情報交換等に関すること。
- (3) 国等に対し、議長会の意思を反映させるための要望活動に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要なこと。

(役員)

第 4 条 議長会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監事 2 名

2 役員は、会議において選任する。

3 役員の任期は、1 年とする。ただし、任期満了後においても後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、議長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第 6 条 第 4 条に掲げる者のほか、顧問を置くことができる。

(相談役)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に諮って相談役を委嘱することができる。

2 相談役の委嘱期間は、1 年とする。

(会議)

第 8 条 会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 会議の座長は、会長がこれにあたる。

(会議の権限)

第 9 条 会議は、この規約に特別の定めのあるものを除くほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 議長会の重要な施策及び運営に関する事項

(2) 国等に提出する意見又は要望事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

(事務局長会)

第 10 条 議長会の円滑な運営を図るため、議長会に事務局長会(以下「局長会」という。)を置く。

2 局長会は、市議会の事務局長をもって組織する。

3 局長会の座長は、会長を担当する市議会(以下「会長市」という。)の局長がこれにあたる。

4 局長会は、必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第 11 条 議長会及び局長会の事務局は会長市に置く。

(会計)

第 12 条 議長会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(経費)

第 13 条 議長会の運営に要する経費は、加盟市議会の負担金及びその他の収入をもってあてる。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 10 年 4 月 9 日から施行する。